熊本市有料老人ホームの設置に係る事前協議の手続き等に関する要綱

制定　平成２４年　４月　１日　健康福祉子ども局長決裁
改正　令和　３年　５月　１日　介護保険課長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２９条第１項に規定する有料老人ホームの設置に係る本市の指導を効果的に行うため、有料老人ホームの設置計画の事前協議等の手続について必要な事項を定めるものとする。

（事前協議等）

第２条　熊本市内において有料老人ホームを設置しようとする者（以下、「設置予定者」という。）に対しては、熊本市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下、「指導指針」という。）の適切な運用を図るため、以下に定めるところにより、設置計画の事前申出、事前協議等の手続を経るよう求めることとする。

（事前申出）

第３条　設置予定者は、有料老人ホームの設置を計画するに当たり、設置・運営の主体、設置予定場所など計画の基本的な内容を記した有料老人ホーム設置計画事前申出書（様式第１号）を市に提出するものとする。

２　市は、事前申出の内容に対して必要な指導を行うこととする。

３　第１項の申出書を提出する時期は、計画の実施に当たり都市計画法第２９条の許可（以下「開発許可」という。）、同法第５３条の許可（以下、「建築許可」という。）又は建築基準法第６条に規定する確認（以下「建築確認」という。）の申請等の手続きを必要とする場合には、それらの申請書等を提出する２ヶ月前を標準とする。

４　既存の建物を改修すること等により、有料老人ホームを設置しようとする場合は、第１項の申出書を提出する時期は、建築基準法第８７条の規定による用途の変更を届け出る２ヶ月前を標準とする。

５　建物の新築又は用途変更については、設置予定者において、消防法、都市計画法、建築基準法等の関係法令を所管する熊本市消防局及び市の担当部局と事前の協議を別途進めること。都市計画法第７条第３項に規定する市街化調整区域において計画する場合は、特に慎重な協議を行うこと。

（事前協議）

第４条　設置予定者は、第３条第２項による指導等を経た後、有料老人ホーム設置計画事前協議書（様式第２号）を市に提出し、設置計画に係る詳細内容について協議するものとする。

２　市は、事前協議の内容に対しては、指導指針及びこの要項に照らして必要な指導を行うとともに、事前協議書の審査が終了した場合は、設置予定者にその旨を通知する。（様式第３号）

３　設置予定者が行う開発許可、建築許可又は建築確認等の有料老人ホーム建設の際に必要となる許認可の申請は、前項の通知を受領した後に行うことを標準とする。

４　設置予定者は、事前協議終了後に、その内容に変更が生じたときは、有料老人ホーム設置計画事前協議書変更届（様式第４号）を提出するものとする。

（介護付有料老人ホームの場合の特例）

第５条　設置予定者が、その設置予定の有料老人ホームについて、介護保険法による特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けることを希望する場合には、別途定める手続による特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に関する事前協議（以下、「指定協議」という。）を行うこととする。

２　前項の場合の事前協議については、次のいずれかの方法によることとする。

⑴　指定協議の書類を提出するまでに、この要綱に定める事前協議書の審査を終了する方法。そのためには、指定協議書提出の２ヶ月前までには事前申出書を提出するものとする。

⑵　指定協議の際に、この要綱に定める事前申出及び事前協議を一括して行う方法。ただし、事前申出書及び事前協議書は、原則として指定協議の書類を提出する前に提出するものとする。

（取下げ）
第６条　設置予定者が、事前申出又は事前協議を取り下げる場合は、有料老人ホーム設置計画取下げ書（様式第５号）による。
２　事前申出及び事前協議手続において、設置予定者の事情により、長期にわたり手続が進行しなかった場合などには、協議再開に際し、事前協議書等の再提出を求めることがある。

（設置届出）
第７条　法第２９条及び熊本市老人福祉法施行細則（平成６年９月３０日規則第６１号）第２７条に定める設置の届出は、有料老人ホーム設置計画に係る開発許可、建築許可又は建築確認を受けた後に速やかに行うものとする。
２　市は、前項の届出を受理したときは、有料老人ホーム設置届受理通知（様式第６号）を設置予定者及び関係機関に通知する。

（事業開始届）
第８条　設定予定者は、有料老人ホームの運営を開始する時は、事業開始の１０日前までに、有料老人ホームの事業開始届出書（様式第７号）を提出するものとする。

（その他）
第９条　この要綱に定めるものの他、有料老人ホームの設置等の事前協議その他の手続に関して必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和　３年５月１日から施行する。